

学校教育法施行規則

(昭和十二年五月二十二日)

Table with columns for year, month, day, and school number. Includes dates like 昭和三年 三月二日 and 昭和七年 九月一日.

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

Table with columns for year, month, day, and school number. Includes dates like 昭和五年 七月三日 and 昭和六年 一月二日.

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

Table with columns for year, month, day, and school number. Includes dates like 平成六年 三月二日 and 平成九年 二月五日.

学校教育法施行規則を次のように定める。

第一章 総則

第一節 設置廃止等 (第一條―第十九條)

第一節 校長、副校長及び教頭の資格 (第二〇條―第二三條)

第二節 管理 (第二四條―第二八條)

第三章 義務教育 (第二九條―第三五條)

第二章 幼稚園 (第三六條―第三九條)

第四章 小学校

一八一

Table with columns for year, month, day, and school number. Includes dates like 昭和五年 七月三日 and 昭和六年 一月二日.

第一節 設備編制 (第四〇條―第四九條)

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等 (第九〇條―第一百〇〇條)

第三節 課程及び通則 (第一百〇一條―第一百〇四條)

第七章 中等教育学校並びに併設型中等学校及び併設型高等学校

第八章 特別支援教育 (第百一十八條―第百四十一條)

第九章 設備、編制、学部及び学科 (第百四十二條―第百四十三條)

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等 (第百四十四條―第百六十三條)

第一節 設備、編制、学部及び学科 (第百四十二條―第百四十三條)

31

第三節 履修証明書が交付される特別の課程 (第百六十四條)

第一節 設置廃止等 (第九一―九三條)

第二節 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二節 設備編制 (第四〇條―第四九條)

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等 (第九〇條―第一百〇〇條)

第三節 課程及び通則 (第一百〇一條―第一百〇四條)

第七章 中等教育学校並びに併設型中等学校及び併設型高等学校

A [日法九八〇八・九]

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

第三節 学校の設置者による認可の申請又は届出は、それぞれ認

第二節 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二節 設備編制 (第四〇條―第四九條)

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等 (第九〇條―第一百〇〇條)

第三節 課程及び通則 (第一百〇一條―第一百〇四條)

第七章 中等教育学校並びに併設型中等学校及び併設型高等学校

第四十二條 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分担の仕組みを整えるものとする。

第四十四條 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主任教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主任教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五條 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主任教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は看護教諭をもって、これに充てる。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二節 教育課程（一九九九年四月一日）

第五十條 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって構成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもって前項の道徳に代えることができる。

第五十一條 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二條 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三條 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを含めて授業を行うことができる。

第五十四條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十六條 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。

2 事務長及び事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第四十七條 小学校においては、前二条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じて、校務を分担する主任等を置くことができる。

第四十八條 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第四十九條 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならぬ。

第五十五條 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十一条及び第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六條 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしているを認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五十七條 小学校においては、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八條 校長は、小学校の全課程を修了したと認められた者は、卒業證書を授与しなければならない。

第五十九條 第二節 学年及び授業日（一九九九年四月一日）

第六十條 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六十一條 授業開始の時刻は、校長が定める。

第六十二條 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第六十七條 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八條 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二條 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三條 非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校については、この旨を教育委員会に報告しなければならない。

第六十四條 講師は、常勤勤務に服しないことができる。

第六十五條 学校用務員は、学校の環境の整備その他の職務に従事する。

第五節 学校評議員（一九九九年四月一日）

第六十六條 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行わ当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行いものとする。

第七十一條 中学校は、進路指導主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主任教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

第七十二條 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七十二条中「各教科」という。）道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって構成するものとする。

第七十三條 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四條 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校

第七十五條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第七十六條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第七十七條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第七十八條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第七十九條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第八十條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第八十一條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第八十二條 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第七十五條 中学校(併設型中学校を除く。)においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めることにより、教育課程を編成することができる。

第七十六條 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれ授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十七條 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めることによるものとする。

第七十八條 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒に進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。ただし、第九十條第三項(第百三十五條第五項)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)
4. 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第五 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

第八十二條 高等学校には、事務長を置くものとする。
2 事務長は、事務職員をもって、これに充てる。

第八十三條 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって構成するものとする。

第八十四條 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等

において準用する場合を含む。)及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第七十九條 第四十一条から第四十九條まで、第五十條第二項、第五十四條から第六十八條までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十一条中「第五級」とあるのは「二級級」と、第五十五條から第五十六條までの規定中「第五十條第一項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは「第七十二條、第七十三條(併設型中学校にあつては第七十七條)又は第七十四條、第七十五條の二」(第三十條第一項)とあるのは「第七十八條」と読み替へるものとする。

第六節 設備、編制、学科及び教育課程
第一節 設備、編制、学科及び教育課程
第九十條 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるものほか、高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第20号)の定めるところによる。

第九十一條 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科(以下「専門学科」という。)ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

第九十二條 校長は、高等学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合は、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第九十三條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

第九十四條 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第九十五條 学校教育法第五十七條の規定により、高等学校に入学し、中学校卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第九十六條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十七條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十八條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三條又は第八十四條の規定によらないことができる。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第一百條 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等
第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第一百條 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等
第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第九十九條 高等学校の入学は、第七十八條の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

認定した在外教育施設の新設課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第九十六條 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行われなければならない。ただし、第八十五條、第八十八條の二又は第八十八條の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三條又は第八十四條の規定により行な

第九十七條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十八條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十九條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十九條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十九條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

第九十九條 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めることができる。

部の科目の履修を許可することができる。

第十九章 第四〇・道徳

第九十八條 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行つたに揚げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高専課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九條 第九十七條の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないとする。

第二百六編 教育（学校教育法施行規則）

第二百一十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二百一十九條 第四〇・道徳

第二百一十條 高等学校においては、第九十八條第一項において準用する第五十七條（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合に教育課程（昭和六十二年文部省令第六号）の定めるところによる。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九條の規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十九條一に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めると

ことにより、生徒が行つたに揚げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格を得た試験科目（同令附則第二條の規定による廃止前の大学入学者資格決定規程（昭和十六年文部省令第十三号）以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格を得た受検科目を含む。二 高等学校の別科における学修で第八十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

から第五十六條までの規定中「第五十條第一項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは、「第七十七條又は第七十八條第一項において準用する第七十二條若しくは第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五條の二中「第三十條第一項」とあるのは、「第六十七條第一項」と読み替へるものとする。

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三條及び第八十五條から第八十六條までの規定並びに第八十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五條の二中「前二條」とあり、並びに第八十五條の二及び第八十六條中「第八十三條又は第八十四條」とあるのは、「第八十五條の二中「第五十一條」とあるのは、「第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

を施行しないものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

第九十九條 第四〇・道徳

第九十八條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く）、第九十九條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九條の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月二十日に終わるものとする。

学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

第二十五編 教育（学校教育法施行規則）

第二十二條 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同年齢の児童又は生徒を編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

3 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

4 視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、自立教科（理療、理学療法、リテラシー）の職業についての知識技能の修得に関する教科を（い）を担任するため、必要な数の教員を置かなければならぬ。

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

2 主事は、その部に属する教諭等をもって、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する業務をつかさどる。

第二十六條 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合、生活、国語、算数、音楽、美術、保健体育及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合、生活、国語、算数、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

A [日法一〇九二・三]

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長、副校長若しくは教頭が教諭等を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって教諭等に代えることができる。

第二十三條 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎に寄宿する児童等の数を六で除して得た数を標準とする。

第二十四條 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する業務を整理する主任教諭を置くとき、他特別の事情のあるときは寮務主任を、第五項に規定する舎監の担当する業務を整理する主任教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

二二九

二三〇

第二十八條 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合、生活、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二十九條に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二十九條 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に告示する特別支援学校幼稚園教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第三十條 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、特に必要がある場合は、第二十六條から第二十八條までに規定する各教科（次項において、「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部に

ついて、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第二十三條 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は、特別の事情のある場合又は、特別の事情のある場合において、特に必要があるときは、特別の教育課程によるものとする。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作権の意義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二十二條 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行うため特に必要がある場合、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十六條から第二十九條までの規定によらないこととする。

二二九

二三〇

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）

第二十五條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く。）、第五十四條、第五十九條から第六十三條まで、第六十五條から第六十八條まで及び第六十二條の規定は、特別支援学校に準用する。

2 第五十七條、第五十八條、第六十四條及び第六十九條の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3 第二十五條、第五十條第二項及び第五十二條の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

4 第二十五條、第五十條第二項、第七十條、第七十一條及び第七十八條の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十條、第七十一條、第八十一條、第八十條第一項から第二項まで、第九十一條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第九十八條から第九十條まで並びに第九十四條第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七條第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替へるものとする。

A [日法一〇九二・三]

A [日法一〇九二・三]

第二十三條 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の現況に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合、かつ、当該特別の教育課程に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、文部科学大臣が定める基準を満たしているとき、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十六條から第二十九條までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第二十三條 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるときは、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところによつて行うものとする。ただし、前二條の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に關し、第二十八條及び第二十九條の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第二十四條 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第二十八條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学校に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定並びに第七十條から第七十四條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によるものとする。

第二十九條 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学校に設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二十六條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学校の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に際した特別の指導を行う必要があるものを教育する場合、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定にかかわらず、特別の事情のある場合を除き、十五人以下を標準とする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
二 自閉症者
三 情緒障害者
四 弱視者
五 難聴者
六 学習障害者
七 注意欠陥多動性障害者
八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なものであるもの

第九十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者となることにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小中若しくは中高等部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第九十二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第二十六編 教育（学校教育法施行規則）
二六〇 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用施設として文部科学大臣の認定を受けることができる。

二六二 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。
二六三 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

二六四 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等は、学生及び卒業生は、校長が定める。
二六五 学生に関する事項は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところによる。

A [日法一〇九二・三]

において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項の他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第三十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。

第九十二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十四条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第九十五条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十六条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十七条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第九十八条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十九条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零一条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零四条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零五条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零六条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

A [日法一〇九二・三]

四 学生が、学校教育法第九十九条に規定する卒業を希望しているとき、
第九十九条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零一条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零四条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零五条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零六条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零七条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零八条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零九条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百一十条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百一十一条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百一十二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百一十三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百一十四条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百一十五条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百一十六条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

A [日法一〇九二・三]

者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
外 国 において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものを
二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
三 専修学校等の高等課程（修業年限が三年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
四 文部科学大臣の指定した者
五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規則による大学入学者検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者その後に入學させた大学に於て、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
七 大学において、個別の入学者審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものであるもの

第九十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者となることにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小中若しくは中高等部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第九十二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十四条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第九十五条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十六条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十七条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第九十八条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第九十九条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

第一百零一条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零二条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項
第一百零三条 大学（大学院を除く）、短期大学を除く、以下の項

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程)への入学については、(十八年)の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程)への入学については、(十八年)の課程を修了した者)を履修する者

五 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者
七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

八 大学院において、個別の入学者審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十歳(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程)を満了した者

九 九十九号(四)の追記
第十 九十九号(四)の追記
第十一 九十九号(四)の追記

第十二 九十九号(四)の追記
第十三 九十九号(四)の追記
第十四 九十九号(四)の追記

第十五 九十九号(四)の追記
第十六 九十九号(四)の追記
第十七 九十九号(四)の追記

第十八 九十九号(四)の追記
第十九 九十九号(四)の追記
第二十 九十九号(四)の追記

博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳に達した者
二 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に際し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

一 高等専門学校を卒業した者(修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る)
二 専修学校の専門課程を修了した者(うち学校教育法第百三十二条の規定により大学院に編入入学することができるもの(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。))

三 外国において、学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了した者
四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十四年(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育

第六百六十二条 学校教育法第百二条第二項の規定により、大学院に入学した者(次号及び第六百六十二条において「国際連合大学」という)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

第六百六十三条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。ただし、前項の規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第六百六十四条 大学(大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ)は、学校教育法第百五十二条に規定する特別の課程(以下この条において「特別の課程」という)の編成に当たつては、当該大学の開設する課程若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に構成するものとする。

第六百六十五条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。第六百六十六条 大学は、学校教育法第百九十一条に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行い得るものとする。

第六百六十七条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第六百六十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により、大学院に入学した者(次号及び第六百六十二条において「国際連合大学」という)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

第六百六十九条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。ただし、前項の規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第七百条 大学(大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ)は、学校教育法第百五十二条に規定する特別の課程(以下この条において「特別の課程」という)の編成に当たつては、当該大学の開設する課程若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に構成するものとする。

第七百零一条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。第七百零二条 大学は、学校教育法第百九十一条に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行い得るものとする。

第七百零三条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零四条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零五条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零六条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零七条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零八条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百零九条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十一条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十二条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十三条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十四条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十五条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

第七百一十六条 学校教育法第百九十二条に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体の場合であつて、当該専門職大学院

院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと國際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的な評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

第百六十八条 学校教育法第九十九条第二項の認定評価に係る同法第九十九条第一項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

第百六十九条 学校教育法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人の)の氏名
三 評価の対象
四 大学評価基準及び評価方法
五 評価の実施体制

第百七十条 学校教育法第九十九条第三項に規定する細目は、学校教育法第九十九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目とする。

第百七十一条 学校教育法第九十九条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百七十二條 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
二 教育研究上の基本組織に関する事
三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

六 評価の結果の公表の方法
七 評価の周期
八 評価に係る手数料の額
九 その他評価の実施に関し参考となる事項

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、その設立時における財産目録)
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の実施状況(当該評価の業務を実施していない場合に於ては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認定評価の業務に係る実施計画)を記載した書面
四 認定評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第百七十二条 学校教育法第九十九条第三項に規定する細目は、学校教育法第九十九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目とする。

- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
八 授業料、入学料その他の大学の徴収する費用に関する事
九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

二 大学の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百七十三条 第五十八条の規定は、大学に準用する。

第百七十四条 高等専門学校(以下「専門学校」という。)の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三

- 一 高等専門学校(以下「専門学校」という。)
二 高等専門学校
三 高等専門学校
四 高等専門学校
五 高等専門学校
六 高等専門学校
七 高等専門学校
八 高等専門学校
九 高等専門学校
十 高等専門学校

号)の定めるところによる。

第百七十五条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

第百七十六条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等専門学校又は大学に留学することを許可することができる。

第百七十七条 学校教育法第九十九条第二項の規定により、高等専門学校に専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等

第百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入しよとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入することができる。

第百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十

以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第九十九条の規定により大学に編入することができるもの
三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者
五 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定する他の高等専門課程を修了した者
六 その他高等専門課程の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等の学力があると認められた者

第百八十条 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の定めるところによる。

第百八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第百八十二条 学校教育法第九十五条第二項に規定する専修学校に入学し、専修学校を卒業した者及び同等以上の学力があると認められた者、十八歳に達した者

第百八十三条 学校教育法第九十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等専門学校を卒業した者及び同等以上の学力があると認められる者は、同法第九十五条第一項に規定する通常の課程により十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは第百七十九条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者
二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者の後に二項の規定する専修学校において、高等専門学校に入学し、専修学校を卒業した者
三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等専門学校を卒業した者

第百八十四条 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の定めるところによる。

第百八十五条 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の定めるところによる。

- 一 専修学校
二 専修学校
三 専修学校
四 専修学校
五 専修学校
六 専修学校
七 専修学校
八 専修学校
九 専修学校
十 専修学校

